

基安労発0617号第5号

平成22年6月17日

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

平成22年度「精神科医等を対象とした研修事業」の実施について

標記について、都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長に対し別紙のとおり通知したので御了知下さい。

基安労発第0617号第2号

平成22年6月17日

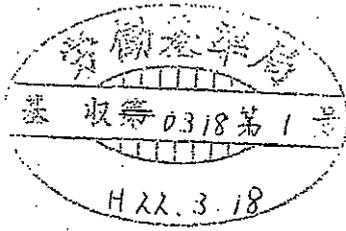
都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公印省略)

平成22年度「精神科医等を対象とした研修事業」の実施について

標記事業は、労働者の健康の確保対策の一環として、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進等を支援するため、精神科医に対し産業保健に関する研修、産業医に対しメンタルヘルス対策等に関する研修を実施するものであり、別添委託事業実施計画書により、独立行政法人労働者健康福祉機構が受託して実施することとなった。

については、標記事業の円滑な実施のため、独立行政法人労働者健康福祉機構又は同機構の都道府県産業保健推進センター等から協力等の要請があった時には、特段の配慮をお願いします。



(様式1)

委託事業実施計画書

平成22年3月18日

厚生労働省労働基準局長 殿

住所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館

氏名 独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 伊藤 庄平



1 委託業務の目的・内容

(1) 目的

産業保健の知識が不足している精神科医、メンタルヘルス対策等に関する知識が不足している産業医に対し、それぞれ産業保健、メンタルヘルス対策等に関する研修を実施することにより、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場復帰において、主治医と産業医の円滑な連携が図られることを目的とする。

(2) 本事業の内容は次のとおりとする。

- ① 精神科医等に対する産業保健に関する研修の実施
- ② 産業医に対するメンタルヘルス対策等に関する研修の実施

2 委託事業を行う場所

独立行政法人労働者健康福祉機構本部及び都道府県産業保健推進センター

3 委託事業実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

4 実施計画の内容

(1) 委託業務実施計画 (別紙1のとおり)

(2) 所要経費 金31,383,868円 (別紙2積算書のとおり)

委託業務実施計画書

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）においては、産業医、衛生管理者、保健師等の事業場の産業保健担当者が活動するに当たり、円滑に実施できるようにするための専門的技術やノウハウについての相談・情報提供の実施等を行うとともに、地域産業保健センターの登録産業医、コーディネーターの機能が十分に発揮できるよう支援を行うための産業保健活動支援の中核的組織として、都道府県毎に産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）を設置している。

推進センターの業務は、産業保健に関する専門的相談、地域産業保健センターに対する支援、産業保健情報の収集提供等、産業医等に対する研修及びその支援、産業保健に関する広報啓発等であるが、メンタルヘルスに係る相談、研修、情報提供等については、47の全ての推進センターにおいて専門のスタッフを配置して、メンタルヘルスに係る産業保健関係者への支援を行っている。

特に、産業医等に対する研修については、産業保健、メンタルヘルス分野を中心に数多くの実績を有しており、平成20年度には推進センターにおける研修回数は3,439回（うち産業医に対する研修1,108回）を数えている。

本事業を機構が実施することにより、

- ① 既に47都道府県の推進センターにおいて、産業保健、メンタルヘルスを含む産業保健全般において数多くの研修実績をもっているとともに、経験豊かな講師を有しており、的確かつ円滑な事業の実施が可能である。
- ② 医師会、地域の大学医学部、日本精神神経科診療所協会、日本精神科病院協会等産業保健、メンタルヘルス対策を進める上で連携が不可欠な団体等と16年を超える推進センター業務の実施の中で密接な協力連携関係を有しており、本事業を実施するに当たっても、精神科医及び産業医に対する周知、勧奨などについて円滑な協力関係が期待できる。
- ③ 推進センターにおいては、研修以外にもメンタルヘルスを含む産業保健全般についての相談体制や情報提供なども行っており、研修後の具体的な相談等にも対応できる体制が整っている。
- ④ 平成21年度に産業医等医師等を対象とした研修事業で、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策に係る研修を47都道府県の推進センターすべてにおいて実施し、精神科医等に対する産業保健に関する研修を44都道府県の推進センターにおいて実施した経験を有している。

このことから研修実績、ノウハウを有し当該事業の目的に十分沿った事業運営が可能である当機構が本事業を実施するのが最も適切であると思料される。

1 精神科医等を対象とした研修事業

(1) 精神科医に対する産業保健に関する研修

全国の精神科医に対する産業保健に関する研修を全国で24回以上、又は延べ250人以上の参加者を対象に実施することとし、都道府県医師会、日本精神神経科診療所協会等と連携し可能な限り精神科医の受講の確保を図る。これにより、精神科医が事業場からの職場のメンタルヘルスに関する相談等に適切に対応することができるよう資質の向上を図る。特に、メンタルヘルス不調により休業した労働者に対する職場復帰支援について、事業場向けマニュアルとして、平成16年に作成された「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が今般、改訂されたことから研修内容に盛り込むこととする。

ア 開催場所等 全国で24回以上開催することとする。

- イ 講師 各推進センターの専門スタッフ（相談員等）
- ウ 対象者 全国の精神科医
- エ 研修内容 産業保健概論、職場のメンタルヘルス対策及び職場復帰支援対策 90分、
職場のメンタルヘルス対策の事例検討 90分 合計 3時間
- オ 開催方式 単一の日で全てのカリキュラムを実施する他、受講者の利便性等の観点からカリキュラムをテーマ毎に分けて実施することも考慮する。
- カ テキスト 前年度のテキストを最新データに改める等必要な改訂を行い、各推進センターに配付する。また、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等のパンフレットを副教材として用いる。

(2) 産業医に対するメンタルヘルス対策に関する研修

全国の産業医を対象に、メンタルヘルス対策及び職場復帰支援対策に係る研修を全国で 47 回以上、又は延べ 2, 500 人以上の参加者を対象に実施することとし、産業医が事業者等に対してメンタルヘルス対策を助言指導するに当たっての資質の向上を図る。特に、メンタルヘルス不調により休業した労働者に対する職場復帰支援について、事業場向けマニュアルとして、平成 16 年に作成された「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が今般、改訂されたことから研修内容に盛り込むこととする。

- ア 開催場所等 全国で 47 回以上開催
- イ 講師 各推進センターの専門スタッフ（相談員等）
- ウ 対象者 全国の産業医
- エ 研修内容 メンタルヘルス対策 90分、職場復帰支援対策 60分、長時間労働者に対する医師による面接指導等の手法 60分
合計 3時間 30分
- オ 開催方式 各推進センターにて計画
- カ テキスト 前年度のテキストを最新データに改める等必要な改訂を行い、各推進センターに配付する。また、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等のパンフレットを副教材として用いる。

2 研修会等の日程

- (1) テキストの改訂 平成 22 年 4 月～6 月
- (2) 産業医に対する研修 平成 22 年 7 月～23 年 1 月までの 7 ヶ月の間で実施
- (3) 精神科医に対する研修 平成 22 年 7 月～23 年 1 月までの 7 ヶ月の間で実施

3 研修テキスト等の作成

前年度のテキストを最新データに改める等必要な改訂を行い、次の項目を含むテキストを作成をする。

- (1) 長時間労働者への面接指導チェックリスト
- (2) 長時間労働者への面接指導マニュアル
- (3) 職場のメンタルヘルス対策
- (4) 職場復帰支援対策
- (5) 精神科医のための産業保健

4 研修会の周知方法

- (1) 労働者健康福祉機構情報誌「産業保健 21」へ案内を掲載し広報
- (2) 機構本部及び各推進センターのホームページ、メールマガジン等による周知

- (3) 日本医師会、日本精神神経科診療所協会、日本精神科病院協会、都道府県医師会、地域産業保健センター、全国労働衛生団体連合会等関係団体に対する周知用リーフレットの配布、精神科医・産業医へのダイレクトメールの送付
- (4) 都道府県労働局等関係行政機関に対する周知広報依頼
- (5) メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に本事業の研修日程を掲載依頼

5 アンケートの実施

研修受講者の満足度等を調査するためのアンケートを研修開催時に実施し、その結果を分析する。

6 実施結果の提出

当該事業の実施結果をとりまとめた報告書を図書にて10部、この内容を書換不能なDVDにて8組、それぞれ納入する。

7 その他

- (1) 上記1(1)カ及び(2)カのテキストを作成するに当たっては、受講者のレベルに対応できるよう、委員会等において内容の検討を行う。
- (2) 研修参加希望者がやむを得ず参加できず、研修用テキストの入手を希望する場合にはこれに対応する。